

(平成23年8月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から 37 年 8 月 1 日まで

申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3年9か月後の昭和41年4月23日に支給決定されている上、当該3年9か月の間に申立人が勤務していた被保険者期間についてはその計算の基礎とされず、未請求とされていることが確認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書の住所欄には、申立事業所を退職する時点まで申立人が居住していた住所が記載されている一方で、申立人と同時期に申立事業所での被保険者資格を喪失し、かつ申立人と同日に脱退手当金が支給決定されていた被保険者の脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の裁定請求書の記載者と同一人の筆跡と思われる記載が確認できる上、申立事業所の名称及び所在地がゴム印で押印されていることが確認できることを踏まえると、事業主により代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立人の申立期間に係る被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人が、申立期間以後に勤務した事業所に係る厚生年金保険被保険者期間については、その計算の基礎とされず、未請求期間となっている

が、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出がなければ社会保険事務所（当時）がこれを把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはうかがわれない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

高知厚生年金 事案 608 (事案 548 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 25 日から同年 12 月 31 日まで

私は、昭和 48 年 6 月 25 日から同年 12 月 31 日まで、A社に勤務していた記憶は無く、厚生年金保険にも未加入であったので、厚生年金保険被保険者記録を抹消してほしい。

私は、平成 22 年 8 月 13 日付けの年金記録に係る確認申立てに対して、年金記録を訂正する必要はないとの通知を受けたが、納得がいかないので再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人はA社に勤務しておらず、厚生年金保険にも未加入であった旨を主張しているものの、同社の被保険者原票を見ると、申立人は、申立期間以前に取得した厚生年金保険被保険者台帳記号番号により、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、雇用保険の加入記録を見ても、申立人の同社での雇用保険加入記録はオンライン記録と一致していることが確認できること等を理由に、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 4 月 6 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当初の決定後に申立内容を示す新たな資料として、A社が発行する、申立人は申立期間において同社に勤務していなかった旨が記された書面を提出している。

しかし、書面により提出されたA社からの意見は、当初の決定時において既に聴取していた事項であることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険被保

険者記録について訂正する必要は認められない。